

キャリアアップ助成金

**** 厚生労働省 ****

従業員の方のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練（研修）を実施する事業主に対してその訓練（研修）経費や訓練（研修）期間中の賃金（労働時間内に受講させる場合）の一部を助成する制度です。

この制度を活用すると・・・

※例 【同行援護従業者養成研修/一般課程・応用課程】同時受講

※中小企業事業主の例

§ 受講料 ¥18,000 + ¥14,000 = ¥32,000 ・ 研修時間 20 時間 + 12 時間 = 32 時間

☆ 受講料助成 ¥32,000

☆ 賃金助成 32 時間 × ¥760 = ¥24,320

合計 ¥56,320 の助成

※例 【同行援護従業者養成研修/一般課程】のみ受講

※中小企業事業主の例

§ 受講料 ¥18,000 ・ 研修時間 20 時間

☆ 受講料助成 ¥18,000

☆ 賃金助成 20 時間 × ¥760 = ¥15,200

合計 ¥33,200 の助成

支給申請に必要な書類や申請方法、対象となる事業主の要件等についての詳細は下記（労働局）宛てお問い合わせください。

お問い合わせ及び様式等の提出先

厚生労働省 長崎労働局 職業安定部 職業対策課
〒850-0033 長崎市万才町 7-1 住友生命ビル 6F
☎ (095) 801-0042 FAX (095) 801-0043